

タクシー運賃表

1. 距離制運賃

車 種 別		初 乗 運 賃 最初の 1.06 km	加 算 運 賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車、小型自動車のうち、車種区分が普通車、大型車以外のもの。	910円	121メートルまで 増すごとに100円
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（ハイブリッド自動車を除く。）のうち、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。	840円	122メートルまで 増すごとに100円
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下であって、乗車定員7名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下であって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち、内燃機関を搭載するものであって、乗車定員7名以下のもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車のうち、内燃機関を搭載しないものであって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員6名以下のもの。	700円	200メートルまで 増すごとに100円

2. 時間距離併用運賃

車 種 別	運	賃
特定大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について	0分45秒について100円の割合
大 型 車	時速10キロメートル以下の走行時間について	0分45秒について100円の割合
普 通 車	時速10キロメートル以下の走行時間について	1分15秒について100円の割合

3. 時間制運賃

車 種 別	運	賃
特定大型車	最初の30分まで6,500円	以後30分ごとに6,500円
大 型 車	最初の30分まで6,400円	以後30分ごとに6,400円
普 通 車	最初の30分まで4,550円	以後30分ごとに4,550円

4. 料 金

(1) 待料金

特定大型車＝ 0分45秒について 100円の割合 大 型 車 ＝ 0分45秒について 100円の割合
普 通 車 ＝ 1分15秒について 100円の割合

(2) 迎車回送料金 1車1回ごとに 200円

5. 運賃の割増

(1) 深夜早朝割増 22時から翌日5時まで 2割増

(2) 冬期割増 飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡、上水内郡信濃町・飯綱町、北安曇郡小谷村・白馬村・大町市(旧美麻村のみ)の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。 12月24日から3月5日まで 2割増

(3) 寝台割増 2割増

6. 運賃の割引

- (1) 身体障害者・知的障害者割引 1割引
- (2) 遠距離割引（軽井沢を除く） 距離制運賃で9,000円を超える額について 1割引
- (3) 運転免許返納者割引 1割引